四　吹流し装置（軽量型）
イ　長さは最低でも百メートル又は漁船の全長の三倍の長さとすること。
ロ　枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、餌の付いた鈎が沈む水域上空を補足できるようにすること。
ハ　おどしの取り付け間隔は一メートル以内とし、おどしの長さは最低でも三十センチメートルとすること。
五　加重枝縄
イ　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける場合は、四十五グラム以上六十グラム未満の錘を取り付けること。
ロ　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける場合は、六十グラム以上九十八グラム未満の錘を取り付けること。
ハ　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける場合は、九十八グラム以上の錘を取り付けること。
六　青色染色餌　食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）別表一に掲げる食用青色一号で染色をすること。
七　残さ排出管理（イ又はロから一方を実施すること。）
イ　投縄及び揚縄中に残さ排出を行わないこと。
ロ　投縄・揚縄を行う舷側の反対側の舷側から残さ排出を行うこと。」

改める。

○農林水産省告示第千七百九十六号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十三号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から施行する。

平成二十一年十二月十七日

農林水産大臣　赤松　広隆

第一項本文を次のように改める。

1　次の各号に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、第一号から第四号までに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類を使用しなければならない。

第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項第一号ハ中「支柱は、」の下に「その長さが三メートル以上のものを」を加え、「最低でも三メートル離し」を削り、同項に次の二号を加える。

八　ねむり鈎　その形状が円形又は楕円形であって鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。

九　餌魚　欠損又は切断していないものであること。

第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　前項に定めるもののほか、隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。

一　ねむり鈎

二　餌魚

○経済産業省
環境省告示第三百九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年二月二日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月十七日

経済産業大臣	直嶋　正行
国土交通大臣	前原　誠司
環境大臣臨時代理 国務大臣	赤松　広隆

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
型式届出番号			
NV－625	KDN－4TN V98	日本車輌製造株式会社	愛知県名古屋市熱田区三本松町1番1号
日本車両　DHJ 08－5			

○経済産業省
国土交通省告示第三百十号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年二月三日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月十七日

経済産業大臣	直嶋　正行
国土交通大臣	前原　誠司
環境大臣臨時代理 国務大臣	赤松　広隆

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
型式届出番号			
NV－626	V1505－EDM	株式会社ミクニ	東京都千代田区外神田6丁目13番11号
ジャコブセン　LF 3800			

○経済産業省
国土交通省告示第三百十一号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年二月四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月十七日

経済産業大臣	直嶋　正行
国土交通大臣	前原　誠司
環境大臣臨時代理 国務大臣	赤松　広隆

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
型式届出番号			
NV－627	V3307－DI－T－KDN	酒井重工業株式会社	東京都港区芝大門一丁目4番8号
サカイ　1SW47			

○経済産業省
国土交通省告示第三百十二号
環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十一年二月五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十一年十二月十七日

経済産業大臣	直嶋　正行
国土交通大臣	前原　誠司
環境大臣臨時代理 国務大臣	赤松　広隆

特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
型式届出番号			
NV－628	EDM－E3C G－V	井関農機株式会社	愛媛県松山市馬木町700番地
キセキ　HC380			